



様式第2号

令和3年10月28日

坂戸市議会議長 様

会派名 民政クラブ
代表者名 加藤 則夫



実施報告書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

- 1 期 日 令和3年10月15日（金）午後1時30分～3時23分
2 参加者氏名

加藤則夫	小川直志	石井 寛	森田文明
友田雅明			

3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 3階 本会議場	坂戸市議会議員研修会 「議会運営の諸課題と議員の倫理について～「反問権」と「ハラスメント」を中心として～」

4 概要

別添のとおり

民政クラブ 実施報告書

- 1 日 時 令和3年10月15日（金）午後1時30分～3時23分
- 2 行 先 坂戸市役所 本会議場
- 3 内 容 坂戸市議会議員研修会「議会運営の諸課題と議員の倫理について
～「反問権」と「ハラスメント」を中心として～」
- 4 研修結果（参加者意見・感想）

今回の研修では、議員の身分や議員個人としての責任、或いは、議員として自覚しておかなければならぬ基本的事項から、議会活動における責任や政治倫理等、幅広いテーマでの研修内容であり、受講し、改めて議員として襟を正すとともに、初心に返って議員として市民の負託に応える責任の重さを感じたところである。

国會議員、都道府県議会議員、そして市町村議会議員の中で、議員以前の人間としてどうなのか？とも思える倫理観を疑うような「政治とカネの問題や法令違反、ハラスメント」等の不祥事が後を絶たない。こうした議員全体への信用失墜行為の報道に接するたびに心を痛めている議員も多くいる。住民から選ばれ全体の奉仕者として住民の信頼を得ながら負託に応えていく、こうした姿勢で今後も今回の研修を受け以下の事柄を理解し、日々の活動に従事したい。

議員のコンプライアンスについては議員の活動の複雑さに留意する必要があるとのことで、それを我々議員は常に認識する必要がある。

議員の活動については、定例会や委員会などの議会活動の他、議会活動を準備する活動や住民の声を吸い上げる議員活動、選挙活動、後援会活動など私人としての活動が混在しているとのことを理解する。

議員が市民から負託された役割を果たすためのフィールドがあり、やってはいけないこと・やるべきことを明らかにすることでその範囲内であればプレーヤーとして存分に活動できることに、活動の意義があり、その活動は主体性・自己責任性が非常に高いとのことの認識ができた。

守るべきルールとしては、法律や条例、会議規則など文書化された以外にも会議原則、政治倫理など必ずしも文書化されていないものも、多種多彩であることも理解が必要である。

議員の活動原理の基本は公正公平を堅持することであり、市民の信頼を得ながら、最終的には全体の奉仕者として、大局的な立場で結論を導き出すことである事を改めて自覚した。

議員とは特別職の地方公務員であることから、常勤・非常勤という区分けは該当せず 24時間 365 日議員として活動することや、法的責任をはじめ守秘義務の適用が無いことは大変重要なことである。

議会活動における責任についても、品位の保持とのことで互いの人格を尊重したり、言論の府としてのルールに従って活動を行うことなど、品位ある身だしなみから、言動や行動ま

で我々議員は常に周囲に対して気を使うべきであり、常に行動を慎みながら活動したいと感じた。

発言のルールについては的を得ていて、分かりやすいことが望まれる。

また、同じことを何度も繰り返さない。質疑者の質疑にも耳を傾ける。いかなる場合においても個人攻撃をせず人格でなく事実を争点とすることなどルールを守ることの責任を感じた。

また、発言に対する制約は発言の自由の原則を前提としても、民主主義の本質からくる制約、議会の能率からくる制約があることも忘れてはならない。それは質的な制限、時間的制限、回数制限、場所的制限、順序的制限など制限があることを理解し、行動するということである。

質問通告に関しては質疑についても同様だが、会議において発言する議員はあらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない制約がある。これは審議効率を高める趣旨があり、答弁を引き出すための手段であることの流れも理解が必要と考える。

質問とは、質問の重複を避ける為に会派内、外で情報交換を行うことや、質問は本会議のみで行われ、委員会では質疑のみが行われることとされている。

また、質問の意義と着眼点では、質問内容の選択が質問者の問題に大きく関わっている為、議員の政治信条を披露する意味がある。更に質問においては、論点を明確化することが求められ、問いただすことを通じて、監査機能・政策提言機能を果たしているか確認する必要があり更に分かりやすさも必要である。

質疑とは、議題となっている案件について疑義をただす発言で、案件に付随して議題外において行うことはできない。条例等の解釈のよりどころとなるとともに、事業推進の方針を示すものにもなる。

質疑の意義や着眼点については、質疑の基本は議題の案件について疑義をただすことであり、提出された背景、国の動向、他の自治体の対応、住民の反応など幅広く情報収集することが求められる。

例えば、条例改正の場合、議題は改正案だけでなく、条例全体さらには背景となる社会問題も含まれる。

また、本会議と委員会における質疑が重複しないように、それぞれの役割を明確化し、本会議での質疑によって議案の問題点を明らかにして、委員会ではそれら問題点について執行部を含めて委員間で討議しながら問題点の解明に向け議論を深めていくことが望まれる。さらにはすことだけでなく案件に対する、具体的建設的提案を行うことが重要であり、与党的立場からは長の提案を更に理屈づける質疑も考えなければならない。

質疑の成果としての政策提案については、議案の審議にあたって、特に長提出の議案に対しては、住民福祉向上の観点から、より良き内容にするため修正も視野に入れて、検討することが必要となる。

また、付帯決議は、委員会審査では長提出議案について原案可決を前提とするのではなく、

修正する余地がないかを意識して検討し、議会としての意見表明は付帯決議を活用する例が多いことを理解する。

反問権は坂戸市議会基本条例においては、第13条にあるように市長等は、議会の会議又は委員会における質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て答弁に必要な範囲内で反問することができる。

我が国的地方議会における本会議における質問・質疑は、委員会における審査等の為に論点を明確化することに意義があり、発言者と答弁者が議論することを目的としている。

反問権の行使が認められるのは、趣旨を明確にしないと答弁できない場合に限定されるべきであり、反問権の多用は論点の明確化という、質問や質疑の趣旨を損ねる可能性がある。

反問権行使を制限する前提として、発言通告ができるだけ具体的に行い、発言の趣旨を明確化することも必要である。

委員会に於いては、本会議に於ける質問・質疑で明確になった論点を基に、執行部を含めて活発な討議を行い、議論を深めることが望ましい。

政治倫理とは、代表者としての品位を保ちながら、公平・公正に行動するために政治家が持たなければならない行動ルール（規範）。本来政治倫理は議会活動だけでなく、議員活動、選挙活動、私的活動においても遵守しなくてはならないルールであり、議員のコンプライアンスである。

議会活動に限定されない政治家としての行為規範としては、住民代表としての自覚、職務の公正・公平性の確保（政治とカネの問題・寄付禁止、兼業禁止、口利きをどう考えるか、職員人事の介入禁止、施設入所、入居の推薦等の禁止、許認可等の有利な取り扱いの禁止等）、議員活動の透明性の確保（政治資金規正、政務活動費の収支報告）、議員の高潔性の確保（インターネットリテラシーの向上、ハラスメントの禁止、守秘義務をどう考えるか等）、政治倫理違反に対する措置など（政治倫理審査会、世論など）が挙げられる。

政治倫理条例の意義とは、議員は議長の秩序保持権に服さなければならぬが、議長の秩序保持権の及ぶ時と場所は、議会の会議中、すなわち本会議の開会中に限られ、「場所」は議場内に限定される。

政治倫理は、いわば広い意味で議員の服務事項であるので、共通のルールを定める為には議員自らが守るべき規準を決め、自らの意思として議決によって意思決定を行うことが適當である。その一つの方法が政治倫理条例や要綱の議決である。

政治倫理条例は上意下達による規準の徹底でなく、議員自らが決めるに意義がある。議員の議会活動一般について住民から信頼を得るために、政治倫理条例（要綱）を制定し、住民にも行動規範を示し、実行を約束することは意義あることである。

ハラスメントに対する考え方とすれば、ハラスメントとは嫌がらせや、いじめを言う。他人に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけ

たり、不利益を与えたる、脅威を与えたることを指す。

議員は住民の代表者として選挙活動や議員活動だけでなく、私的活動を含め全ての活動においてハラスメントは行わないように注意すべきである。

ハラスメントへの対応策は、一般的に研修と相談窓口の設置、そして配置転換や懲戒処分などの対処策を内容とする。

議員のハラスメント対策としてなしうるのは、研修の実施や相談窓口の設置、政治倫理審査会等における注意喚起等である。その場合、議員の私的活動まで対象とできるかは、政治倫理条例等でどこまで義務を課しているかによると考える。

原則として、議員の選挙活動や後援会活動におけるハラスメントは政党や会派が、私的活動においては自分自身で律するとともに、判断は世論が行うこととなる。

懲罰の対象となるハラスメントは議会における発言等であり、それ以外の活動については決議等（問責決議・辞職勧告決議等）により責任を問われる例がある。

また、ハラスメントがなされたのかの判断で、問題なのは、基準が主観的になりやすい点である。議会内で申し合わせ等を作成する場合は、専門家に相談して客観的な基準を設けるとともに、対象となった行為について第三者が客観的に判断することが必要である。

ハラスメントの基準はジェンダーに対する考え方の変化等に伴い日々変化している為、常に新たな問題意識を持ちながら共有することが必要であり、そのためには専門家による研修を行い議員が住民意識を先導するような自覚を持つことが望ましい。

川越市議会ハラスメント根絶条例を一例に挙げると、議員の責務としては、ハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たらなければならない。

議員は職員に対しハラスメントに当たる行動又は言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該行動又は言動を行っている者に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めなければならない。

また、研修等については、議長はハラスメントの防止及び根絶を図るために、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

事実関係の把握等については、議長は、職員からハラスメントに関する苦情の申し出があったときは、会派を代表する者から意見を聴き、別に定めるところにより、速やかに、当該苦情に係わる事実関係を把握し、及び今後のハラスメントの防止策を講ずるものと理解する。

公表等に関しては、議長は議員によるハラスメントがあったことを確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他の必要な措置を講じなければならない。

議会は、市長から議員によるハラスメントがあったことを報告されたときは、会派を代表する者から意見を聴き、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他の必要な措置を講じなければならないとしている。

インターネットリテラシーについては、S.N.Sは情報発信及び住民の生の声を聞くためのあくまで、有効な手段の一つであることを理解する。

議員の心得のひとつとして、個人に対する中傷は行わないこと、つまり問題を起こした個

人を糾弾するのではなく、事件そのものの解決策を模索すべし、とされている。SNSによる発言でも、個人攻撃は絶対に避けなければならないことであり、私人の立場であっても同様である。

また、議会活動等で入手した個人情報については、自分自身に守秘義務を課し、公表することは控えるべきである。

SNSは、「つぶやき」ではなく、拡声器であることを自覚する必要があり、住民の本音が聞けるのは議員の発するSNSからである。発信するとともに住民の声も吸い上げ、活動に生かしていく必要がある。ただし有効な手段であるだけに、「本音」をどこまで発信することが適當か、議会の品位を守るという観点からの線引きが必要である。目的はあくまで住民が声を上げられるようにすることに留意する必要がある。

この度の議員研修において学び得ることは、多岐に渡り内容の濃いものであった。

議会における議員としての自覚を図ると共に、更なる市民サービスの向上に努めなければならぬとあらためて感じられた。以上の全ての事柄を理解し、今後の議員活動に邁進してまいりたい。